

平成21年4月  
大阪府

免税軽油使用者のみなさまへ

平成21年度地方税法等の一部を改正する法律(平成21年法律第9号)の施行により、軽油引取税の改正が行われましたので、その主な内容についてお知らせします。

■ 免税制度について

○地方道路特定財源であった軽油引取税が一般財源化されました。

これに伴い、軽油引取税を目的税から普通税に改めるとともに、使途制限が廃止されました。

○これまで、道路の使用に直接関係を有しないこと等の理由により、免税措置を規定していましたが、普通税となったことにより、原則すべての軽油に課税となりますが、今回の改正により、

①石油化学製品の原料として使用する軽油については、引続き免税となります

②上記以外の業種等に使用する軽油については、

平成21年4月1日から平成24年3月31日までの間に限り免税となります。

■ 免税軽油使用者証の有効期限について

○これまでの2年以内から3年以内に延長されます。

○ただし、上記②の方については、平成24年3月31日を超えることはできません。

詳細につきましては、中央府税事務所事務所までお問合せください。

大阪府中央府税事務所

大阪市中央区本町2丁目1番10号

TEL: 06-6941-7951 軽油引取税課